

議題(3)クロマグロ遊漁管理について

クロマグロについては、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、国際合意に基づき、親魚資源量を回復させるため、厳しい資源管理措置に取り組むことになった。

国は、クロマグロについて、国際的な資源管理措置に基づき、漁業者に対し厳格な数量管理を実施しており、遊漁者も、漁業者の取組に準じ協力を求めてきたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行うこととし、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示による規制を導入した。

クロマグロ遊漁については、管理の強化を図っていく必要があることを踏まえ、広域漁業調整委員会の下に新たに「くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、過去3回に亘り、今後のクロマグロ遊漁に係る検討を行っている。

※ 現在、令和6年度の遊漁によるクロマグロの採捕は、遊漁により採捕できる全体の採捕数量の40トンを超えるおそれがあるため、**1月9日(木)～3月31日(月)まで採捕禁止**となっている。

クロマグロ(大型魚)遊漁採捕量目安

時期	R6年 4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	R7年1月	合計
数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン	38.0トン

※令和7年度4月からのクロマグロ遊漁の管理措置が変わります。

【広域漁業調整委員会による遊漁規制の概要】

- ・ 年間採捕数量： 40トン → **60トン**
- ・ 小型魚(30kg未満)： 周年採捕禁止(変更なし)
- ・ 大型魚(30kg以上)： キープは1人1日1尾まで → **1人毎月1尾まで**
- ・ **虚偽報告防止策： 二重認証システム(電話番号認証)の追加**
- ・ 採捕報告の期限： 陸揚げ後3日以内 → **陸揚げ後1日以内**
- ・ **新しく追加された採捕報告の内容**

追加項目	提出書類
○尾さ長(ふん端から尾さまでの長さ) ○陸揚げ場所(港、マリーナ等) ○計量方法(秤、目測等) ○遊漁船登録番号(遊漁船を利用した場合) ○船舶番号又は船舶検査済票の番号 (プレジャーボートを利用した場合)	○尾さ長が確認出来る写真 (メジャーを添えるなど) ○本人確認写真(免許証等)

- ・ 委員会指示の有効期間： 1年間 → **2年間(R7.4.1～R9.3.31)**
- ・ 時期別採捕数量： **各月均等割(R7.4～R8.3：各月5トン)**

【罰則について】

- ・ 遊漁者が採捕したクロマグロを営利を目的に販売し、利益を得ることは、「沿岸くろまぐろ漁業」を営むことになり、沿岸くろまぐろ漁業の承認について定めた広域漁業調整委員会の指示に違反することとなる。
- ・ 指導に従わない等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指示に従うよう命令（裏付け命令）をし、その命令に従わなかった場合、**罰則（１年以下の懲役、50 万円以下の罰金等）**が適用される。

【届出制の導入について】

- ・ 令和 7 年 2 月～3 月に開催された広域漁業調整委員会において、**令和 8 年 4 月からくろまぐろ遊漁に届出制が導入されることが決定した。**
- ・ 遊漁によりくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする場合は、広域漁業調整委員会（水産庁）に事前に届出が必要となる。
- ・ 届出対象者、届出内容等の届出制の具体的な内容については、今後、くろまぐろ遊漁専門部会及び広域漁業調整委員会での議論・決議を経て最終的に決定される予定。

下記内容は現時点で検討中であり、内容は変更される可能性がある。

（２）新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする**委員会指示による届出制を令和 8 年 4 月 1 日から新たに導入**する。
 なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運航する者 ※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しようとする者も含む
届出内容	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・使用予定船舶（任意） ・出入港予定場所（任意）	・氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス ・船名 ・遊漁船登録番号（遊漁船の場合） ・船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） ・出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の 1 営業日前まで	令和〇年△月〇日から令和 8 年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に 1 回	受付期間中に 1 回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ／システム（開発中）	
未届出者への対応	・届出を行っていない者はクロマグロの採捕をしてはならない。 ・クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。	・届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

釣り人(遊漁船・プレジャーボート利用等)の皆様へ

クロマグロ釣り

令和7年4月からルールが変わります！



下瀬 環 沖縄さかな図鑑
(沖縄タイムス社)

大型魚(30kg以上)の釣りのルールの主な変更点

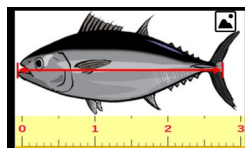
- ✓ 持ち帰ることができる尾数は1人毎月1尾まで！
- ✓ 陸揚げ後の報告は翌日まで！
- ✓ 報告内容の追加！

○ クロマグロの長さがわかる写真

○ 陸揚げ場所(港、マリーナなど)

○ 船の情報(遊漁船登録番号又は船舶番号)

○ 本人確認書類(免許証など)



ルールの詳細
はここを確認



★ 小型魚(30kg未満)の釣りは周年禁止！

意図せずクロマグロを採捕した場合には直ちにリリース。

釣行前に必ず採捕禁止期間ではないことを確認！

クロマグロ 遊漁

検索



水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111(内線6705)

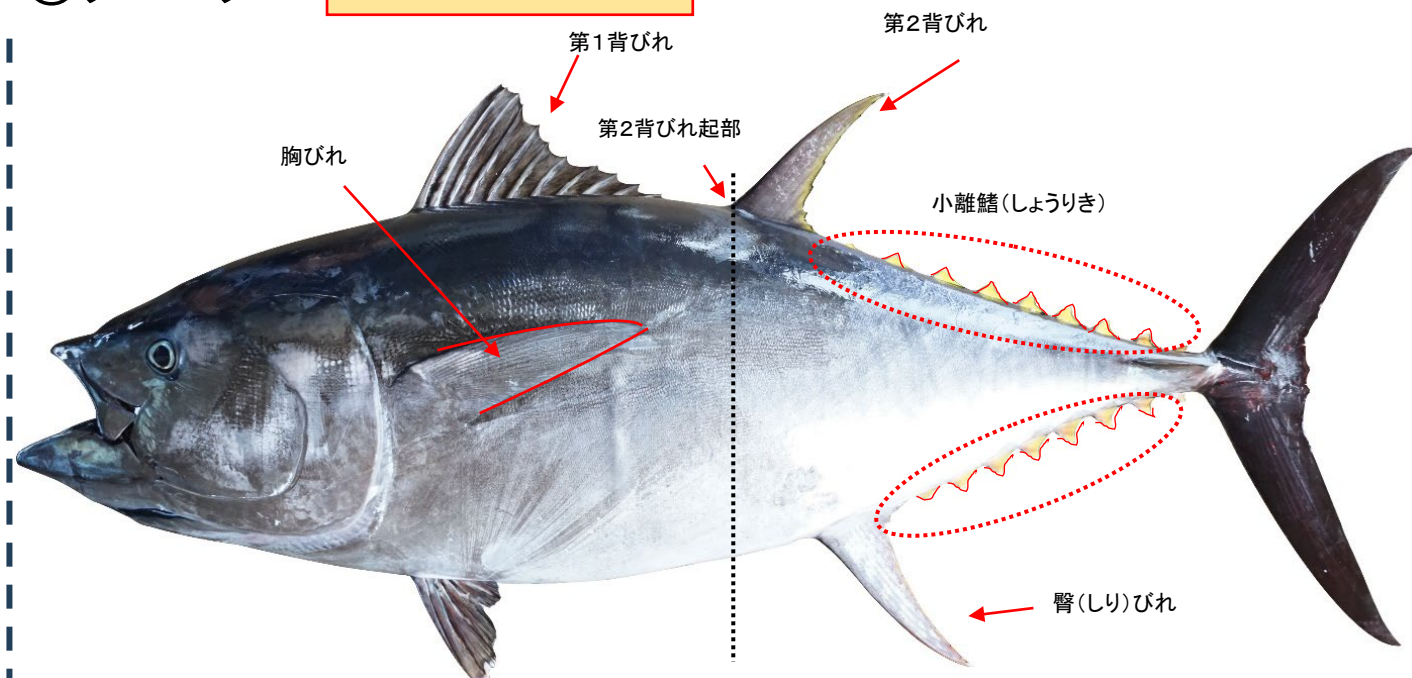
尾さ長の計測方法



クロマグロ(大型魚)とその他マグロ類の見分け方

①クロマグロ

【遊漁の規制対象】



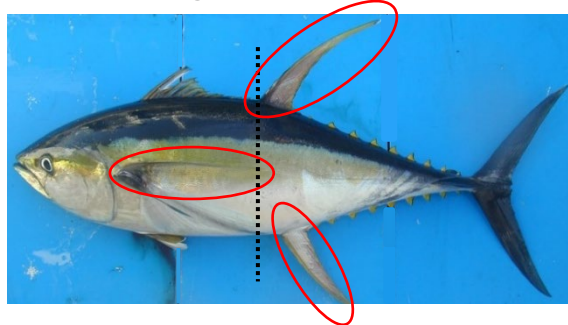
特徴: 胸びれが短く、その先端が第2背びれ起部に達しない

その他マグロ類

【遊漁の規制対象外】

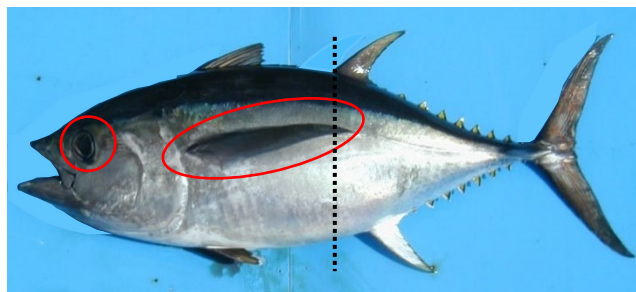
(クロマグロと比較すると、胸びれが長く、その先端は第2背びれ起部に達するか、又は越える)

②キハダ



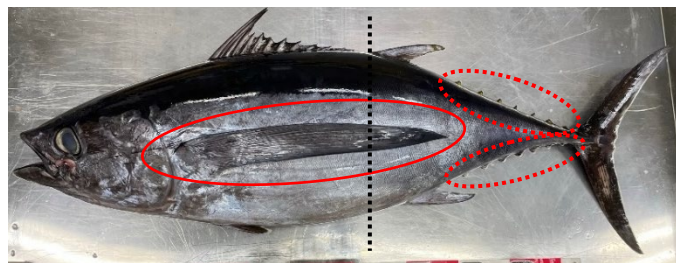
特徴: クロマグロと比べると、第2背びれと臀びれが伸長する

③メバチ



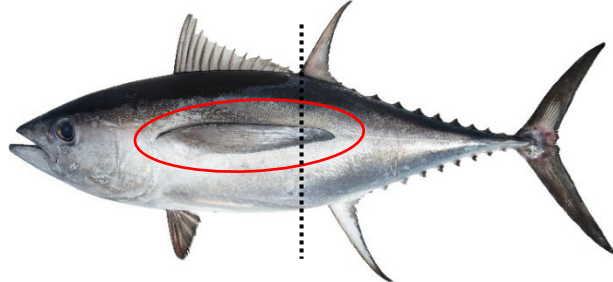
特徴: クロマグロと比べると、目が大きく体はずんぐりしている

④ビンナガ



特徴: 胸びれが著しく長く、小離鰭(しょうりき)まで達する

⑤コシナガ



特徴: 胸びれが長く、その先端は第2背びれ起部に達するか、又は越える

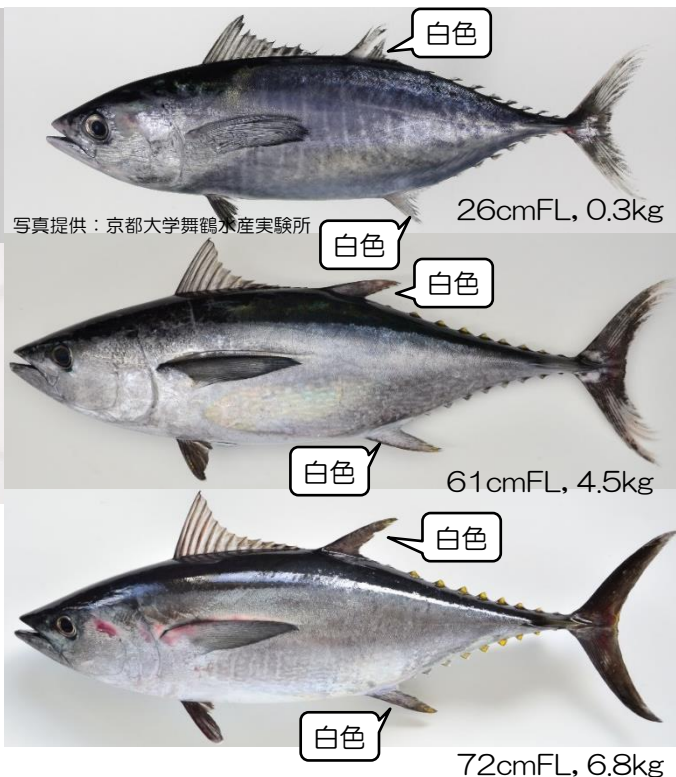
●クロマグロとよく似た魚の見分け方（遊漁者向け簡易版）

2021 年 4 月 山口県水産振興課

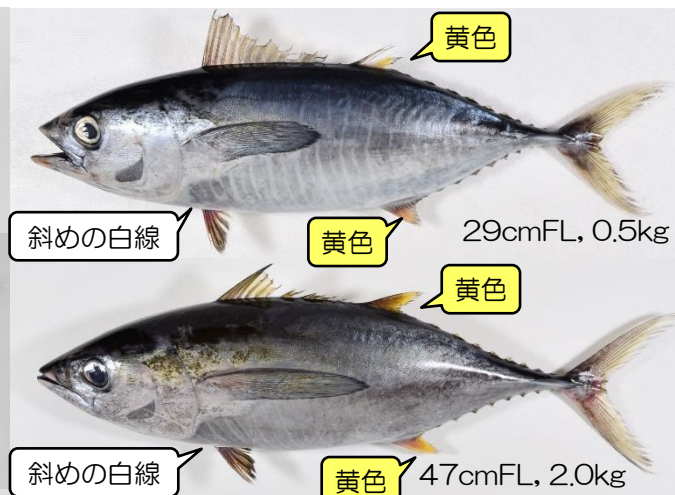
クロマグロ



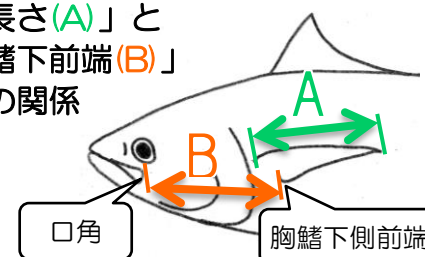
コシナガ



キハダ



①「胸鰭の長さ(A)」と
「口角～胸鰭下前端(B)」
までの長さの関係



【遊漁規制対象】クロマグロ

- ① 胸鰭 (A) は (B) より 明らかに短い
- ② 第 2 背鰭は黄色、尻鰭は白色

【遊漁規制対象外】コシナガ・キハダ

- ① 胸鰭 (A) は (B) より 長いかほぼ同じ
- ② コシナガ：第 2 背鰭も尻鰭も白色 キハダ：第 2 背鰭も尻鰭も黄色

マグロ類（特に幼魚）の識別には慣れが必要です。釣れた魚がクロマグロ小型魚(30kg 未満)以外の確信が無ければリリースをお願いします。

※1 上記は尾又長（FL）25～80cm のサイズを対象としています。対象サイズであっても魚の状態によっては上記が当てはまらない場合があります。

※2 クロマグロとコシナガの詳細な識別方法は山口県 HP（海鳴りネットワークで検索）に掲載しています。